省　令

○国土交通省令第五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条第一項第一号及び第二項第一号並びに第百三十二条の二第二項第一号の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第八章　（略）	第一章～第八章　（略）
第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十二）	第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十）
第十章　（略）	第十章　（略）
附則	附則
（飛行の禁止空域）	（飛行の禁止空域）
第二百三十六条　法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。	**第二百三十六条**　法第百三十二条第一項第一号の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　前四号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域（地上又は水上の物件から三十メートル以内の空域を除く。）	五　前四号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
2～4　（略）	2～4　（略）
（法第百三十二条第一項の規定を適用しない無人航空機の飛行）	（新設）
第二百三十六条の三　法第百三十二条第二項第一号の国土交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。	
一　同条第一項第二号に掲げる空域において行うものであること	
二　十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行うものであること	
三　前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に行うものであること	
四　補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて行うものであること	
第二百三十六条の四～第二百三十六条の八　（略）	
（法第百三十二条の二第一項の規定を適用しない無人航空機の飛行）	（新設）
第二百三十六条の九　法第百三十二条の二第二項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項第八号及び第九号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六条の三第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。	
第二百三十六条の十～第二百三十六条の十二　（略）	**第二百三十六条の三～第二百三十六条の七**　（略）
	第二百三十六条の八～第二百三十六条の十　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。